

令和４年度補正予算中小企業イノベーション創出推進事業
フォローアップ委員会
運営要領

経済産業省
一般社団法人低炭素投資促進機構

第１ 目的

令和４年度補正予算中小企業イノベーション創出推進事業フォローアップ委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置される、令和４年度補正予算中小企業イノベーション創出推進事業費補助金フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）について、委員会の運営に際し、必要な事項を定める。

第２ 開催方法

１．開催時期

委員会の開催は、四半期～半期に１回程度、１回あたり２時間程度とする。設置要綱に定める各テーマを担当する経済産業省の担当課室、委員会の委員長及び事務局との協議において詳細を決定する。

２．開催方式

原則として、対面またはオンライン方式とする。ただし、経済産業省及び委員長は、審議内容に応じて、委員に対し書面による審議を行うことを通知し、委員会を開催することができる。

３．参加者等

（１）参加者

委員会は、プロジェクトリーダー、委員、経済産業省、事務局、オブザーバーにて構成する。また、議論の内容に応じて本事業の補助事業者の参加を求めることができる。

（２）オブザーバー

経済産業省及びプロジェクトリーダーは、議決権を持たず、本事業に関連する有益な情報又は意見を提供するオブザーバーの出席を認めることができる。

（３）補助事業者の義務

補助事業者は、実証成果の社会実装に向けて、プロジェクトリーダーと連携し、委員会への情報提供や進捗状況の報告、ロードマップの検討・策定に協力することが求められる。

4. 委員会の業務

委員会は以下に掲げる事項の審議等を行う。

- (1) 社会実装に向けたロードマップの策定
- (2) 実証の進め方や内容へのフィードバック、社会実装に向けた資源（ネットワーク等）の提供
- (3) 補助事業者の実証の進捗状況の管理
- (4) ステージゲート審査のタイミング及び審査項目の検討
- (5) 計画変更の審査・承認
- (6) その他、補助対象事業の実施に関して、経済産業省、委員長、事務局から審議等を要請された事項の検討

5. 委員会の運営

(1) 委員会の準備は、委員長及び経済産業省との協議のもと事務局が行う。委員長は、事務局が作成する委員会資料についてフィードバックを行う。

(2) 委員会の議事進行は委員長が行う。

(3) 事務局は議事概要を作成し、関係者に共有する。委員会の議事・資料は原則として非公表とする。

附 則

1. この運営要領は、令和6年2月19日から施行する。

2. この運営要領は、第3条に定める各テーマの全ての補助事業者の補助事業期間の終了後、廃止される。